

## 調理師業務従事者届記入要領

- 調理師免許を有している方で、令和6年12月31日現在で調理業務に従事している方のみご記入ください。
- ※令和6年12月31日現在、調理業務に従事していない方は届出の必要はありません。
- 記入の内容については、令和6年12月31日現在のものをご記入ください。
- 該当する文字又は数字を○で囲んでください。
- 「本籍地都道府県名」については、日本国籍を有しない方は国籍をご記入ください。
- 「業務に従事する場所」については、以下表をご参照ください。

業務に従事する場所	該 当 す る 施 設
1 寄宿舍	社員寮, 学生寮など
2 学校	幼稚園, 小・中・高校, 短大, 大学, 中等教育学校, 高等専門学校, 特別支援学校, 専修学校, 各種学校, 学校給食センター
3 病院	20名以上の患者を入院させる施設を有する医療機関
4 事業所	会社, 工場, 事業場, 官公署, その他事業所の食堂など
5 社会福祉施設	老人福祉施設, 障害者支援施設, 児童福祉施設(保育所, 児童養護施設, 障害児入所施設など), 女性自立支援施設など
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑事施設, 留置施設, 少年院, 少年鑑別所など
8 飲食店営業	一般食堂, 料理店, すし屋, そば屋, 旅館, 仕出し屋, 弁当屋, レストラン, カフェー, バー, キャバレー その他食品を調理し又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9 魚介類販売業	店舗を設け, 鮮魚介類を販売する営業施設(生きた魚介類の販売や魚介類せりうり業は除く)
10 そうざい製造業	通常副食物として供される煮物(佃煮を含む), 焼物(炒め物を含む), 揚物, 蒸し物, 酢の物又はあえ物を製造する営業施設(食肉製品製造業・魚肉ねり製品製造業・豆腐製造業は除く)
11 その他	上記1から10までに該当しないもので, 多数の人に対して飲食物を調理して供与する施設(診療所, 自衛隊, 一般給食センター, 喫茶店など)

- 「業務に従事する場所」の名称については、施設名又は屋号を記入してください。
- 従事者届出に関する問い合わせ及び提出先

保健所等名	住所	電話	FAX	管轄区域
県庁 健康増進課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099- 286-2717	099- 286-5556	鹿児島市
指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993- 23-3854	0993- 23-2142	指宿市
加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	0993- 53-2315	0993- 53-4519	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099- 273-2332	099- 272-5674	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996- 23-3165	0996- 20-2127	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996- 62-1636	0996-63- 1114	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995- 23-5103	0995- 23-5124	伊佐市
始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995- 44-7953	0995- 44-7969	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	099- 472-1021	099- 472-2855	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994- 52-2105	0994- 52-2110	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 肝付町, 錦江町, 南大隅町
西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997- 22-0012	0997- 22-1846	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997- 46-2024	0997- 46-3522	屋久島町
名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3大島支庁別館	0997- 52-5411	0997- 53-7874	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997- 82-0149	0997- 83-2535	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町